

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示書類)

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
株式会社ダブルユー
代表取締役 肖 俊 偉

株式会社ダブルユー（以下「当社」といいます。）は、2023年1月20日付で株式会社玉屋の100%子会社である株式会社ミッシュマッシュ（以下「ミッシュマッシュ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ミッシュマッシュを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行いました。

本件合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2023年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

ミッシュマッシュは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

ミッシュマッシュは、会社法第 789 条第 2 項の規定に従い、2023年1月23日付の官報において、債権者に対し本件合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

当社において、本件合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

当社において、本件合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2023 年 1 月 23 日付の官報及び 2023 年 1 月 24 日付で発送した個別催告書において、債権者に対し本件合併に対する異議申述の公告及び催告を行うとともに、2023 年 1 月 31 日付の電子公告において、債権者に対し本件合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件合併の効力発生日をもって、ミッシェマッシュの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
2023 年 3 月 14 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件合併に反対する旨を通知した当社の株主はありませんでした。

以 上



合併契約書

株式会社ダブルユー（以下「甲」という。）と株式会社ミッシュマッシュ（以下「乙」という。）は、本日次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（存続会社、消滅会社の商号及び住所）

本合併の当事者である甲及び乙の商号及び住所は以下の通りである。

甲（存続会社）

株式会社ダブルユー

本店所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目 20 番 18 号

乙（消滅会社）

株式会社ミッシュマッシュ

本店所在地 大阪市中央区難波一丁目 8 番 1 号

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本合併に際して、本合併の効力発生日の前日における最終の乙の株主名簿記載の株主（以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等（以下「本合併対価」という。）として金 1 億円を交付するものとし、各対象株主に対し、その保有する乙の株式数を乙の発行済株式数で除した数に本合併対価を乗じて得た金額を割り当てる。但し、本合併対価の額は、甲と乙の親会社である株式会社玉屋（以下「玉屋」という。）との間で 2022 年 9 月 28 日付けで締結した本合併に係る基本合意書第 4 条に従い、下記の内容に修正される場合がある。

記

乙の成立の日である 2022 年 12 月 1 日から本合併の効力発生日の前日である 2023 年 2 月 28 日までにおける乙の純損失の額が 5000 万円を超える場合、別途甲と玉屋との間で書面により合意しない限り、当該超過額を金 1 億円から減算した額を本合併対価とする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等の額）

甲が本合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金、任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 0 円
 - (2) 資本準備金 金 0 円
 - (3) 利益準備金 金 0 円
 - (4) 任意積立金その他の留保利益の額 本合併の効力発生日に甲が乙から承継する正味財産の額
- 2 前項各号の金額は、甲乙協議の上、本合併の効力発生日の乙の資産及び負債の状況等を考慮して変更することができる。

第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年3月1日とする。ただし本合併手続き進行上の事情により必要な場合、甲乙協議の上変更可能とする。

第6条（株主総会等の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までの間にそれぞれ株主総会または取締役会において、本合併に必要な決議を行う。ただし、本合併の手続き進行上の事情により、甲乙協議の上期日を変更できるものとする。

第7条（会社財産の引継）

乙は、2022年12月1日現在の会計帳簿、貸借対照表、財産目録における計算を基礎とし、それに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債、権利義務を甲に引き継ぐ。

2 乙は、前項の2022年12月1日から効力発生日の前日までに発生した資産、負債の変動について、別途計算書を添付して甲に明示する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの財産を管理し、業務執行を行う。甲及び乙は、財産及び権利義務に関する重大な決定を行う場合には、あらかじめ書面によって相手の同意を得るものとする。

第9条（従業員の処遇）

甲は効力発生日における乙の従業員をすべて甲の従業員として継続雇用する。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの期間において、天災地変、甲若しくは乙の著しい財政状態や経営成績の悪化などによって本合併の実行が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本合併の条件を変更しあるいは本契約を解除することができる。

第11条（解除条件）

本契約は、第6条に定める承認が得られないとき、または法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、効力を失う。

第12条（専属的合意管轄）

本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約書締結の証として本契約書正本2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

2023年1月20日

甲： 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号

株式会社ダブルユー

代表取締役 肖 俊偉



乙： 大阪府中央区難波一丁目8番1号

株式会社ミッシュマッシュ

代表取締役 竹田 篤史



